

令和８年度 定例報告に係るFAQ【訪問看護ステーション】

●定例報告の全般的事項

Q 1：東海北陸厚生局からはがきが届きました。表面に「重要なお知らせ」と書かれており、裏面には、「訪問看護ステーションの基準に関する報告について」と書かれていますが、何を報告すればよいですか。

A 1：基準を届け出ている訪問看護ステーションは、毎年８月１日現在の届出書の記載事項等について報告が必要となります。報告内容、様式及び方法等の詳細については、東海北陸厚生局ホームページに掲載の「令和８年度施設基準の定例報告」の「6. 訪問看護ステーション」ページをご確認ください。

必要な報告様式は、当局ホームページからダウンロードしていただき、必要事項を記載の上、管轄の東海北陸厚生局各県事務所（愛知県にあっては指導監査課）に郵送で提出してください。

「令和８年度施設基準の定例報告」

1. 病院
2. 有床診療所
3. 無床診療所（医科）
4. 歯科
5. 薬局
6. 訪問看護ステーション

※ 令和５年度からはがきによるご案内に変更しています。

Q 2：様式のダウンロードや印刷ができない場合はどうしたらよいですか。

A 2：管轄の東海北陸厚生局各県事務所（愛知県にあっては指導監査課）にお問い合わせください。その際は、訪問看護ステーションの名称、ステーションコード、所在地、ご担当者名等をお伝えください。

Q 3：定例報告の案内はがきが送付されているか確認したいのですが。（定例報告の案内はがきが届いていない。）

A 3：定例報告の案内については、原則すべての訪問看護ステーションに対し、８月初旬に発送させていただいています。発送日等については、お手数ですが、管轄の東海北陸厚生局各県事務所（愛知県にあっては指導監査課）にお問い合わせください。

Q 4：「届出を行った訪問看護ステーションは、毎年８月１日現在で届出書の記載事項について、地方厚生（支）局長へ報告を行うものであること」とありますが、訪問看護ステーションの基準の届出を行っていない訪問看護ステーションは報告の必要がありますか。

A 4：全事業所が報告の対象となります。

Q 5 : 報告書はどこへ提出すればよいのでしょうか。

A 5 : 管轄の東海北陸厚生局各県事務所（愛知県にあっては指導監査課）に郵送で提出してください。

※ 各県事務所には、十分な受付窓口や待合スペースがなく、また駐車場の確保も困難なことから、郵送による提出について特段のご理解とご協力をお願いします。

Q 6 : 報告書はいつまでに提出すればよいのでしょうか。

A 6 : 令和8年8月31日（月）までに郵送で1部提出してください。

Q 7 : 各様式中の「ステーションコード」欄は、どのように記載するのでしょうか。

A 7 : 指定通知書に記載されている7桁の番号を記載してください。

Q 8 : どの基準を届け出ているかについて、確認することはできますか。

A 8 : 東海北陸厚生局のホームページの「10. 指定訪問看護事業者の指定状況等」ページから「届出受理指定訪問看護事業所名簿」をご覧ください。

（リンク先）[「届出受理指定訪問看護事業所名簿」の掲載ページ](#)

Q 9 : 報告する必要がある基準とは、いつの時点で届け出ている基準が対象となりますか。

A 9 : 本年8月1日現在で届け出ている基準が対象となります。本年8月1日から算定開始として届け出ている基準を含めて報告してください。

Q10 : 提出する書類はどれになりますか。また、様式の他に、添付する書類はありますか。

A10 : 報告様式「訪問看護基本療養費等に関する実施状況報告書（別紙様式10）」及び「令和8年度施設基準実施状況報告書（表紙）」を提出してください。添付する書類はありません。

Q11 : 届出をしているものの現在は算定していない基準がありますが、報告書の提出は必要でしょうか。また、何か手続きが必要でしょうか。

A11 : 報告書の提出は必要になります。届け出ている基準について、今後算定する見込みがない場合は、基準の取消しをご検討ください。また、基準を満たしていない場合は、速やかに、基準の取消しに係る届出を提出してください。

なお、基準の取消しに係る届出は、「訪問看護ステーションの基準に関する届出」の「基準の届出」にある各様式の「(届出・変更・取消し)」欄の「取消し」に○をつけて提出してください。

（リンク先）[「訪問看護ステーションの基準の取消し届」の掲載ページ](#)

Q12 : 基準の届出事項に変更（従事者の変更等）が生じていますが、何か手続きが必要でしょうか。

A12 : 今回の報告書をもって、訪問看護ステーションの基準に係る届出事項の変更届に代えることはできません。別途、速やかに変更の手続きを行ってください。

※ 届出事項の変更届は、該当する届出様式（届出書添付書類）を用いて届出を行います。
「訪問看護ステーションの基準に関する届出」の「基準の届出」にある各様式の「(届出・変更・取消し)」欄の「変更」に○とつけて、空いているスペースに「変更の理由」（例；「従事者の変更（追加）等」を簡単に記載していただき、該当する届出様式（届出書添付書類）と共に1部提出してください。

なお、管理者以外の従事者の変更については、「訪問看護事業変更届」は不要です。
(リンク先) [「訪問看護ステーションの基準の変更届」の掲載ページ](#)

Q13：報告書を提出した後に、報告内容に誤りがあることが判明しました。どうすればよいでしょうか。

A13：訂正したものを改めて提出（郵送）してください。なお、再送したものとわかるように、封筒及び再送する報告書に「訂正再送分（送付日付）」と朱書きで記載してください。

●報告書「訪問看護基本療養費等に関する実施状況報告書」（別紙様式 10）に関する事項

Q14：報告書「訪問看護基本療養費等に関する実施状況報告書」は両面印刷で提出してよいですか。

A14：お手数ですが、片面印刷で提出をお願いします。

Q15：報告書（別紙様式 10）を記載する上で注意する点がありますか。

A15：当該報告書の「[別紙様式 10 訪問看護基本療養費等に関する実施状況報告書：記載上の注意]」をよく読んで、ご記載ください。

例年の定例報告において、「従業員の職種・員数」及び「訪問看護ステーションの利用者数」欄の記載誤りや記載漏れ（ゼロ「0」の記載漏れ）が見受けられますので[記載上の注意]をよくお読みください。

●その他 8 月に報告が必要な基準

訪問看護ベースアップ評価料に係る「賃金改善（実績・中間）報告書」に関する事項

訪問看護ベースアップ評価料を届け出ている訪問看護ステーションは、定例報告とは別に「賃金改善実績報告書」・「賃金改善中間報告書」を提出する必要があります。詳しくは「ベースアップ評価料等の届出について」(https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/shinsei/shido_kansa/shitei_kijun/r06baseup.html) (3. 賃金改善実績報告書の作成について)をご確認のうえ、報告をお願いします。